

# 政策調査情報

連合北海道 総合政策局

2012年度連合北海道

エネルギー・環境政策委員会第1回小委員会学習会

講演録

## ■現行北海道原子力防災計画の概要と 「有識者専門委員会」における論議について

北海道総務部危機対策局原子力安全対策課企画防災グループ

主幹 小野寺 卓司 氏

日時 2011年11月8日（火）10時～12時

場所 連合北海道 5階会議室

只今ご紹介にあずかりました小野寺でございます。大変お世話になっております。私の略歴について簡単にご紹介をさせていただきます。

私は環境の出です。3月末まで白老町におりまして地球温暖化対策の推進をやって居りました。4月に本庁に戻って参りました。10年前に一度原子力安全対策課におりましたことから、3.11の事故の後、即戦力、体力もあるので急遽、「行って来い」ということで原子力安全対策課で主に防災を担当しています。

仕事の中身としては皆さんもご承知の通り、北海道地域防災計画、原子力災害対策編の見直しというのが今の最重点課題です。

原子力政策そのものは国の主導で行われているというところがあるものですから、北海道だけ単独でということではない状況にあります。とは云いながらもやらなければいけないことは山積みですので、何ができるのか、出来るところからやっていると、そんな状況です。

もう一つは原子力防災訓練です。こちらを担当しておりまして、3.11以降どういう事故状況を想定して訓練をやらなければいけないのか、というところがまだ具体的に決まっていない状況です。

全国の自治体でも、都道府県レベルでの訓練というのは、11月20日の佐賀県が初めてです。「今年度の訓練は中止します」と宣言をしている自治体もある状況です。年に一度訓練をやらなければいけないのですが、国もまだどうやるのか決まっていないような状況で、ちょっと頭を痛めている状況です。主にその二つの議論をさせていただいております。

本日は連合北海道からいろいろ説明してほしいというご依頼があり、今日用意をした資料がありますが、一つは『北海道地域防災計画』。今の防災計画はどうなっているのかという資料です。

それから、新聞等でご存知かと思えますけれども、原子力安全委員会に原子力施設等防災専門

部会があり、その部会の中に『防災指針検討ワーキンググループ』というのがあります。これは7月に立ち上げたのですが、このワーキンググループの中で「防災指針の見直し」というのがあります。皆さんもご存知のEPZですが、これをどう見直すのかということで、11月1日に第7回目のワーキンググループが終了いたしました。その段階でワーキンググループとしての一定の考え方というものがまとまりました。

原子力安全委員会には、専門部会があって、その下にワーキンググループがあって、ここで決まったものを部会に報告をして、それを更に委員会へ持って行き委員会で了解が取れた段階で決定という動きになります。そんな状況なので、まだ正式決定ではないのですが、どういう状況なのかということも説明をさせていただきたいと思います。

現行の地域防災計画に今回の防災指針の決定事項が入りますと、次に、では防災計画をどう見直したらいいのかという話になります。

この見直しについて今、私どもでやっていることは、現行の地域防災計画を持っていますが、この守備範囲の中で仮に福島のような大きな事故が起きた時に何処が立ちいなくなるのか、どんな課題があるのか、この課題を今のうちにきちんと抽出して、その課題に対してどういう方向性をもって行けばいいのか、どんな対応をしたらいいのか、というようなことを取りまとめるという作業を有識者専門委員会でやっております。お手元にお配りしている資料は第3回目の有識者専門委員会の資料です。本日(11月8日)の6時半から第4回目の有識者専門委員会が開かれます。5回まで開催しようと考えています。当初は3回でしたが議論が色々白熱しまして終わらない状況になっています。

11月中にその報告書を出そうということで、その内容についても後ほどお話をします。今日はその3点についてかいつまんだ話になるかと思いますが、質疑応答の時間をとってくださっておりますのでそちらの方で分からないことについてはご質問をいただければと思います。

彼は同じ課の平野君です。原子力安全委員会のワーキンググループ内容については彼の方から説明をしますのでよろしく申し上げます。

## ■現行の北海道原子力防災計画

早速ですが、『北海道地域防災計画（原子力防災計画編）』の役割という資料をご覧ください。時間の関係からかいつまんで説明をさせていただきます。原子力防災訓練をやってその時に出た不都合を解消して、地域防災計画の見直しをしていますので、ほぼ毎年修正がかかります。

1961年に原子力防災計画ができていますので、1962年から訓練を始めています。毎年訓練をやってきてまして、その間、2001年には国との合同訓練ということで泊発電所での事故想定をして、泊発電所にあるオフサイトセンターを使って内閣総理大臣が参加をする訓練を一度行っています。

これまでずっと現行の地域防災計画を見直し、当初予定していた事故想定と大きく変わる事象が今年の3月11日に発生しましたので、その事故を受けてこの防災計画で本当にいけるのだろうか、という所の見直し作業を今やっている所です。

地域防災計画は大きく4つに分かれております。1つは『総則』ということで、これは概要なので簡単にご説明をします。第2章は「予防計画」、先ず事故が起きる前に何をしなければい

けないのかについて書かれています。第3章として原子力災害応急対策計画で、これは実際に起きて動く時に何をしなければいけないのかについて書かれています。第4章は、復旧計画で事故が終息した後、どんなアフターフォローをしなければいけないのかという所で、4章立てになっております

## 第1章 総則

第1章は皆さんが一番注目をしているE P Zの考え方とか、各機関の役割等について書いてあります。

E P Zの範囲は現行の防災指針では8 k mから10 k mと定義されております。8 k mから10 k mのうちの10 k mをE P Zとして定めましょうということで、半径10 k m以内の地域をE P Zとしています。ただし、準ずる地域というところを設けています。その準ずる地域は、一つは神恵内村、もう一つは10 k mを越えている泊村、共和町、岩内町の行政区域ということになります。ですので、この地域防災計画の守備範囲はE P Z 10 k mではなく4カ町村ということになります。

当然、道の地域防災計画に入っている4カ町村についてはそれぞれの町村が独自に町の地域防災計画を作らなければいけないということになっています。これは災害対策基本法で定められております。

ただし、災害対策基本法の中では各町村ごとに作りなさいというような言い方をしていますが、例外規定として町村がグループになって、協議会を作って一つの地域防災計画で賄うというやり方でもいいということで、泊地域では協議会を作っています。泊発電所原子力防災会議協議会というものを4カ町村で作っています。事務局が泊村です。その4カ町村分の地域防災計画がこれになるわけです。

これは、道の地域防災計画の中で町村長が何々をしなければいけない、こういうことをしなければいけない、或いは道と町村が連携をとってこういうことをしなければいけない、ということが細かく書いてあります。

町村の役割分担として主にやらなければいけないことは皆さんもイメージできると思います。基本は避難計画です。

要するに自分の町村の住民の方々を、どう避難することができるのかという計画をあらかじめ立てておく。簡単に言いますと、住んでいる方が各町内、あるいはエリア、集落毎にどこかの集合場所を決めてその集合場所に集まって、町村が用意しているバスに乗って避難所まで移動する。この一連の流れを予め全部作っておきましょうという事で全部作ったんです。

毎年、当然住民基本台帳を作っていますので、その集落に何人いるのかっていうのは全部わかりますから、その人数も全部書いています。町村は何か起きたときにはこの計画を見て、この集落には何人いるからバス何台必要だとか、そういうのが全部わかる。更に災害時要援護者、簡単にいうと歩行困難者、あるいは日本語が通じない方、それと一時滞在者、いわゆる観光客に対する対応の仕方も全部書いています。

現行の計画ではE P Z 10 k mの中で仮に事故があった場合、事故想定が避難するエリアを、半径1kmあるいは2 k m圏内全方位と風下方向三方で4 k m、5 k m、そんなエリアの人達が避難しないとイケませんよという事故想定です。今回の福島事故は、10 k mどころか20 k m圏内全員避難したということになっていますので、果たして現行の計画でうまくいくのかどうか大き

な疑問になってくるだろうと思います。

現行の計画では避難所が自分の町の中なんです。要するに自分の町全部が逃げるという事にはなっていないので、自分の町の中に避難所を作ってそこに一時避難という事で逃げますよという事になっています。ですので、私共の想定としては、大体一週間くらいの避難生活になるだろうという事で全て計画を作っております。

じゃあもっと大きい事故が起こった時はどうするんだという事になるのですが、既に現行の防災地域計画の中でも広域避難という考え方は作られております。広域避難については、町を越えてどこかに避難する場合、という事になりますと、その受け入れ先を決めなければいけません、これについては北海道が対応しますというように既に広域避難のルールについては作っている。ただ具体的にどこの町なのかという事は決まってはいません。そのときに応じて対応しましょうということになっています。

大まかな計画、特に避難に関してはそのような形になっています。

この計画のメインは避難です。住民の方々の安全安心を守るためにはどうしたら良いだろうか、その体制作りをするための計画になっています。

第1章の中に今お話をした道の役割分担としては基本計画の修正ということとEPZの話になるかと思えます。関係町村ではそれぞれの地域防災計画を作るということです。我々の最終目標は、一人の被爆者も出さずに避難をさせることです。

## 第2章 原子力災害予防計画

そのための体制作りという事で、第2章で予防計画というものを作っています。予防計画で何を作るかという、地域防災計画というのは何かあったときのための計画なんですけれども、いつでも何かあっては困りますので、当然北海道電力泊発電所としてはきちんと安全確保をしてください、やらなければいけない事はきちんとやってください、というのが大前提にあるわけです。それと発電所の中で何か非常時が起きたときに直ぐに対応が出来るようにという事で泊発電所の防災業務計画、要するに発電所自らが何かあったときのための計画を作って対処できるようにしていく。もちろん連絡もきちんとする。そういう計画を作りなさい。これは原子力災害対策特別措置法という法律の中で毎年見直しをしなければと決められている。

一方、道あるいは町村の体制としては、ここの第2節に書いてありますように、いくつかの事をきちんとやらなくては駄目ですよということになっている。北海道防災会議原子力防災対策部会の設置、これは、原子力防災計画を見直すための専門委員会です。ここの中でどんな訓練をするか決めたり、その訓練の結果を報告して、地域防災計画はもっとこう直さなければ駄目だというようなことを議論する場です。毎年開かれています。

その中には、4カ町村の首長も含まれていまして、それぞれの町の要望等、全部反映できるように設けております。

それから、先ほどご紹介しました泊発電所の防災業務計画に関わる意見聴取であったりとか、あるいは届け出書類を預けたりとかいうような業務があります。

それに基づいて立ち入り調査の実施という事で、これは防災業務計画がきちんと運用できるのかという確認をするために、年に一回必ず発電所の中に我々も実際に入って、計画の中に用意されているといわれているものがきちんとあるのか、正しい所に設置してあるのか、あるいは原

子力発電所の中に災害対策本部が立ち上がるんですけども、その場所がどこできちんと通信系統が動くのか、あるいはホットラインで我々の課に情報が入るんですけども、そのホットラインがきちん動くのかどうか、そういうようなことを全部確認、検査しております。

この地域防災計画では、皆さんが想定されているような大きな事故になってからの対応だけではなくて、その以前の小さな異常事象も全て報告するようになっていっています。

それはこの地域防災計画の中でうたわれていることではなくて、安全協定の中でうたわれている事です。その安全協定に基づいて情報が入ってきます。

平常時からの防災関係機関との緊密な連携というのは、これは常日頃からそういう会議をやったり、あるいは立ち入り調査をやったり、情報交換をしたりというような事をさせていただいているということです。

その他に、広域にわたる応援協力体制の確立という事で、原子力災害に特化した部分については原子力発電所の立地道府県との応援協定のほか、北海道の場合は青森・宮城・新潟・福島など8道県で一つのグループとしての応援協定を結んでいて、お互いに何かあったときには協力しましょう。それで今回福島の事故があった場合ですけども、北海道からはモニタリング要員という事で実際に福島でモニタリングしています。

それから防護資機材、我々でストックしている分の半分まではいかないですけどもそのくらいは供給しています。そういうお互いの融通を利かせましょうという事で対応しています。

それから緊急事態応急対策拠点施設、オフサイトセンターのことを言うんですが、オフサイトセンターの資機材の整備、維持管理というのも我々でっております。

一方、町村は部会の委員になっていきますので、立ち入り検査をやる時に同行していただいています。

国は独自に原災法に基づく立ち入り調査をやっています。それからオフサイトセンターの平常時の訓練の活用というようなこともする。実は他の自治体では多分やっていないと思うんですが、私共は初期対応の訓練を毎月1回やっています。北電の発電所から自治体に電話をいただいて「何時何分に、泊発電所の何号機のどこで、こんな事象が起きました」という、その情報を受けて原子力安全対策課の中でどの情報をどう作るのか、あるいはどこの機関に連絡をしなければいけないのか、知事にどういう報告をするのか通報連絡訓練というのをやっております。これは初動体制から第一非常配備まで、それから15条までですから第三非常配備の体制を取るまでのところの通信連絡訓練というのをやっております。その中で実際にオフサイトセンターの中にある原子力安全保安院の保安検査官事務所の方々にも協力をいただいて通信連絡訓練という事でオフサイトセンターを活用している。もちろん原子力環境センターも、モニタリングの体制を図上訓練という形で一緒にやっている。後志の総合振興局も一緒に入っている。年に2回、実働訓練という事でオフサイトセンターに後志総合振興局、4町村、岩内保健所、あるいは関係する機関も含めて集合して初動体制を立ち上げる、そういう訓練をやっています。

事業所関係、防災関係機関についてはここに書いてある通りということになります。その他北海道警察、岩内・寿都地方消防組合の役割分担についても地域防災計画の中で具体的に業務又は事務の内容を明記しております。ここについては今回の3.11を受けて大きく改正しなくてはならない部分があるという事で、今その準備をしています。

それから避難収容活動体制の整備は主に町村になります。避難措置計画の策定、避難所の整備、災害時要援護者等に対する配慮、住民等の避難状況の確認体制整備、避難所・避難方法等の

周知という事で、そういう情報をまずはきちんと用意しようということです。

次に第4節の通信連絡体制の整備ですが、今オフサイトセンターの話をしてしまいましたが、一般災害については防災行政無線なり、道の防災無線の中で色々な連絡をするようになっています。原子力の場合には原子力だけで専用回線を持っています。それは道庁、後志総合振興局、道では原子力環境センター、岩内保健所が入ります。その他にも4町村の役場、それから発電所、それと国、検査官事務所もそうですし、東京の原子力安全保安院とも直接専用回線に繋がります。これが我々が通常使っているネットワークです。その他にオフサイトセンターの中に緊急事態応急対策拠点施設という合同対策協議会が立ち上がるんですが、そこもまた別に特別なネットワーク、専用回線があります。これは首相官邸にも繋がっています。これはホットラインです。こういうような通信連絡体制を整備しながら、具体的な避難活動の支援をしていくというようなことをしております。

スピーディー(SPEEDI)というのを聞かれたことがあると思います。今回の福島の事故では全く役に立たなかったと酷評されているSPEEDIなんですが、もちろん電気が無ければ動かないという事で原因はそこにあるんです。これからどうするのかという事で文部科学省でいろいろやっていますが、SPEEDIの情報というのは、まずは発電所の情報が必要です。本来ですと福島のように天井が抜けてしまうと駄目なんですけれども、排出口の所にセンサーがついており、仮に放射性物質が放出された場合には、どのくらいの量が出ているのかというのがわかるようになっています。それはERSSというシステムで、これは発電所側では操作する事が出来ないシステムです。それがオフサイトセンターに情報が直接入るようになっている。それとSPEEDIの計算が出来る東京の原子力安全技術センターというところがスーパーコンピュータを持っているんですけれども、そこに全部情報が入る。それは泊発電所だけではなくて全国の発電所の情報が全部入る。それも秒単位で情報が全部入る。その情報とその時の気象情報を使って、地形も予め全部入れてシミュレーションをしてこの辺にいくというような、そういう事が瞬時に出来る。そういうシステムを持っていて、それを使って何時間後にこういうように、放射性物質がこのくらい出たらこのくらいまで行く、それは10kmなのか20kmなのかというようなところをシミュレーションして、このエリアの人達を逃がしましょうというようなシステムがあったんですが、いかんせんスーパーコンピュータのライフラインが電気なものですから、まず発電所に電気が行っていません。それから周辺のモニタリングをしようとしたモニタリングの測定器にも電気がいなくなりました。福島はそういう状況だったので初動の状況がわからなかったという事で、SPEEDIは使えなかった、そこが今回の大きな課題になっていまして、そこを解決するために少しお金をかけてハードの整備をすることになっています。それがあると、避難を指示する側の判断ももう少しスピーディーになるのかなと思います。

その他に緊急医療活動の実施という事で今、4カ町村の中に岩内保健所と神恵内村に常設の除染施設を設置しております。ホールボディーカウンターもありますし、実際に除染出来るシャワールームもあります。シャワーで浴びた水はきちんと別の排水処理をして、そこから水を抜いて北電で処理をするというようなルートも作っています。

また、各避難所で被爆しているかどうかを確認するためのスクリーニングの体制というのを、緊急被ばく医療活動実施要領というのを作って保健福祉部で対応しています。

その他、第7節として防災資機材、これば防護資機材の話になります。測定器ですとか防災服ですとか、そういうようなものをこれは行政側だけで、住民の分というのは用意してございま

せん。これまでの地域防災計画の中では事故想定で住民の方々は基本的に着ない。長時間被爆をしなければいけないようなエリアに滞在するというような事は無いという想定の上に体制を作っていますので、その中で活動する人達は防護服は必要だけれども、避難する住民の方々に対しては防護服は必要ではないという判断で用意をしていないんです。要するに自分の家から集合場所まで歩く時には、事故がまだ起きていない状態の時に逃げますということで、もちろん事故の進展状態をあらかじめシミュレーションできるので、発電所の中の状況を考えてあと6時間後、あるいはそれ以後に放射性物質の放出があるだろうという段階で逃がしましょうという判断をするので、放射性物質が出ていないから、防護服を着ないで歩いて集合場所まで行きましょう。バスも当然用意していますのでそのバスに乗って、バスに乗ってしまったら開ける事は無いですから。バスで避難所に行くという事で考えると、住民の方々への防護服は必要ないですねというのが今までの考え方なんです。ただ今回の事故の場合には、実際に被爆された方がいらっしゃいますので、その体制整備というのも考えなければいけないと思います。そこも一つの課題だと考えています。

それから第8節です。防災対策資料、これは避難をするための資料です。基礎資料をきちんと常に用意しておきましょうという事で作っております。

それから原子力災害に関する知識の普及という事で、常日頃から原子力防災という観点で地元の方々に情報提供しましょうという事で、これまでは事故の想定が小さなエリアでの話しなので、原子力災害に対する周知も4カ町村で十分でしょうという形で4カ町村の方々にしか周知をしていなかった。ただ今回の福島のような事故がありますと、それでは全然足りませんので、周知についても課題として今あげさせていただいて、どう対応したら良いのかというところを議論させていただいているところでございます。

その他、防災業務関係者に対する研修、防災訓練の実施ですとか、あとは上空の飛行規制、こんなものが準備してあります。

### 第3章 原子力災害応急対策計画

第三章は応急対策計画です。これは実際に事故が起きて、災害となった場合にどういう対策がとられなければいけないのかという事で、簡単に言うと3段階になります。第一非常配備、第二非常配備、第三非常配備という形です。

第一非常配備というのは、いわゆる初期対応という事で割りと小さな組織になります。それは道の中の組織だけでやる非常配備です。

第二非常配備というのは警戒配備という事で警戒態勢をとらなければいけない。現地に警戒本部を立ち上げてモニタリングをする。それから4町村の方々に来ていただいて4町村と連携を取る。そのような体制を作るようにしています。もちろん本庁には第一非常配備の段階から規模は別にして本部体制を作っています。基本は原子力対策課が中心になって動きますけれども、第二非常段階のときにはそれに他の部署の人達も集まってもらいます。

第三非常配備の時は災害対策本部ですから、これは一般の防災対策本部と一緒にフル人数、オール道庁で体制作りをしています。更に、第三非常配備の時には国の合同対策協議会というのを立ち上げています。もちろん政府に国の災害対策本部が立ち上がりまして、指揮権はそのときは内閣総理大臣に移行します。

今回の福島の事故は、この第一非常配備、第二非常配備、第三非常配備が一気に来たんです。この時間が約6時間くらいです。我々が想定しているのは第一非常配備まで行くのに多分2～3時間余裕がある。この時にどんな体制なのかを把握する。第一非常配備に行ってもまだ全然外に放射性物質を出すなんていう状況ではない。ここから第二非常配備になって警戒本部を設置するまでの時間というのも更に10～15時間、場合によっては20時間、それくらいになり、大体この辺で事故は収束する、というのが今までの考え方なんです。更にそこで、例えば今回の福島の事なんです。電源喪失になってもバックアップ体制、要するに発電所の中の電源が全部無くなったとしても、外部から電源をもって行って発電するのに、例えば48時間あれば札幌からディーゼル発電機を持ってきて、接続して電気を供給しようとしても、48時間あれば何とかできます。これは一般の災害のときでも、例えばどこそこのビルの電気が全部だめになりました。修繕しましょうといったら2日くらいあれば何とかできますよね。というのと同じようなイメージで作っているんですが、福島の事故の時には根こそぎ全部やられてしまったので、そういう体制にはならなかった。そうすると今まで私達が作っていたこういう第一非常配備、第二非常配備、第三非常配備というやり方の中で、時間が無い中でどういうふう動くことができるのかという事が大きな課題になってくる。我々の初動体制、あるいは普段、そのときの対応、迅速且つ適切、的確な対応というしておりますが、そういう対応が出来るかどうかというのが非常に重要になってくる。

一つ不安なのは、国の対応ではPAZという5km圏内については、何か支障があったらすぐに逃げましょうというエリアを今回作っています。北海道の場合には、その5kmの中にオフサイトセンターが入っているんです。そうすると、そのエリアの住民の方々が避難した時に、オフサイトセンターで対策をとるとするのはちょっと不合理、不都合がある。被爆とかそういう観点からいっても大きな問題があるので、今そのオフサイトセンターを5km圏からどう移すのかというのを国と相談しているところですが、こういう課題も実は潜んでいるところでもあります。

以上のような事をちょっとかいつまんで説明させていただきましたが、これが応急対策計画になります。当然、住民避難をするためには、避難をするタイミング、要するに周辺の被爆の状況がどうなっているのか、という環境モニタリングというのを常時やらなければいけないわけです。今、平常時のモニタリングとしては15km圏内に約20地点くらいモニタリングスペース、モニタリングポストという常設の測定局があります。泊発電所のすぐそばにもあるんですけども、常時どのくらいの放射性物質が出ているのか、出ているはずなんですけれども測定をしているという状況にあります。

あと環境試料という事で飲料水ですとかメロン、スイカ、ウニ、アワビですとか、4町村の産物ですけども、そういうものを時期によってはどのくらいの放射性物質が含まれているのかという調査もずっとやっています。原子力環境センターは60年か61年の開所だと思いますけれどもずっとやっています。ここ何十年のデータを全部ストックしてありますので、ちょっとでも高い数値が出るとすぐにわかるわけです。そういう体制をとっています。

一方、緊急時になった場合には、そのレベルで足りるかどうかということになりますと、例えば空間線量の場合なんかですと、今までのモニタリングポストとモニタリングポストの間に可搬型モニタリングポストというポータブルな測定器ですが、これにバッテリーがついていて大体黙っていても5日くらい動きます。携帯電話が付いていて、測定したデータが全部原子力環境



センターにそのまま転送されるようになっていたというのが今20台くらいあります。きめ細かいモニタリングをしてそれが全部SPEEDIに情報として入って、SPEEDIでシミュレーションしたらこうなるんだという基礎資料を蓄積しています。

これも今回、EPZが30kmとなりましたので、この30km圏内をどうモニタリングしていくのかというのが課題です。そんな体制作りもしていますし、実際に緊急時の時にはそういう動きをしています。

被爆医療は各避難所にスクリーニング施設を作る活動、それから簡易型の除染機を作ります。スクリーニングは道の保健施設、医師がやらなければいけませんので各スクリーニングの施設に医師を一人ずつ必ず配置します。看護師も必ず配置します。除染室は現在、岩内保健所と神恵内村にしかないんですけども、実は自衛隊で移動式の除染施設を持っています。それも一つ二つではないです。そういうのを訓練の時には使わせていただいて、開放しています。

応急対策編についてはそのようなところです。町村の対応としては例えば住民広報をどうするだとか、要援護者の方々をどういうふうに避難をさせるのかというような所が細かく書かれています。住民広報は第二非常配備までは4町村がメインなんですけれども、第三非常配備になると全道、全国に対して情報提供する、そういう体制をとっています。

#### 第4章 原子力災害復旧計画

最後のページには災害復旧計画というのがあります。災害復旧計画というのは、事故が終息して皆さん戻れますよとか、戻る準備をしてくださいというあたりからの計画になります。まずは汚染の除去がきちんと出来ているかどうか。これはモニタリングで対応します。それから各種摂取制限とか出荷制限とかはどのようになっているか、損害賠償に対する請求の資料作りをどうするのかというようなこと。それから風評被害対策がどうなっているのか、影響を共有するためにどんな広報活動をするのか、そういうようなこと。それから被災中小企業に対する支援、それから非難した住民の方々の心身のケア、風評被害にも繋がるんですけども物価の監視、そういうようなところが行政側としてはメインの動きになってくると思います。

一方で原子力事業者については、当然災害復旧計画に対する速やかな活動、それから道が行う対策に対しての協力、それから当然自分たちが原因者ですから賠償請求などへの対応というのをやるということなんです。

事故が終息した後にこういうことをやりましょうという事で作ってはいるんですが、今回の福島の事故の場合には、まだ事故は終息していないんですけども、もう既に、こういうことをやっていかなければいけないという所が一つ出てきていますので、その速やかな対応というのがまた一つ課題になるんだという事で考えている所です。

簡単に説明しましたが、これが原子力防災計画の全容でございます。有識者専門委員会の中にも提出をさせてもらっている部分も織り込みながら話しましたが、これ以外にも色々な課題が提出されております。後ほど有識者専門委員会の状況でもご説明させていただきたいと思いますが、一応地域防災計画、これで終わらせていただきます。

## ■地域防災計画、安全協定、電源立地交付金

全然関係ない話になるんですけど、皆さん方がたぶん気になっているのは、いわゆる4町村というエリアはどの場面でも必ず出てくるんですが、例えば地域防災計画の中のEPZって4町村だけです。安全協定の対象としているのも4町村です。あるいは電源立地交付金の対象も4町村です。例えば今回UPZという事で30km圏内の中には4町村のほかに9町村がエリアとしては入る。この9町村がEPZなりUPZに入った段階で、安全協定の4町村に更に9町村が加えられると考えられるのか。あるいは電源立地交付金の対象は4町村だけれども、UPZに9町村入ったから電源立地交付金の対象町村にも9町村が入ると考えられると思いますが、それぞれ全部違う法律で所管していますし、そもそも考え方が違いますので、オートマチックにここに入ったから、他も全部ここに入りますという事にはならないです。それは色々理由があって、原子力防災計画というのは災害対策基本法、あるいは防災基本計画に基づいてこの地域防災計画というのを作っていて、原子力発電所の事故に伴う健康影響に及ぶような可能性がある所に対して、その影響を除去するための対策を事前にとっておかなければいけないエリアを定めている。防災対策、防護措置といいますけれども、そういうところが今回広まった。それは福島を踏まえてエリアというのはここまで来るんですということです。

安全協定というのはそれよりも前の話で、要するに泊発電所の中で何か起きる、そういうものがいち早く地元の人達の情報として、北海道も含めて情報がほしいという地域協定を締結しているエリアがたまたま4町村だった。他の自治体、他の発電所の場合には立地自治体、泊という泊村だけ。それと発電所と道府県、この三者協定というのが大体どこの自治体でも一緒なんです。

もう一つ電源立地交付金の話をしますが、電源立地交付金というのはそもそも原子力発電所があることによってどうこうというよりも、むしろ地域振興を目的に作っている交付金なんです。ですから町づくり、発電所を作ったのでそこに対して補助するという意味での交付金を電源立地交付金としてやっていますので、基本は調べてみればわかると思うんですけどもまず立地の自治体、この立地市町村が交付金の額としてはすごく大きな額になる。その周りが隣接市町村で、この隣接市町村が立地市町村に対して何割というのがあります。その他に条件によって隣々接といってもうちょっと外のところでもある条件をクリアすれば対象となりますよというような一応の決めがあるんです。

立地の町村は除いて、ここの対象となる町村が例えば3つだったらこのエリアに対して交付金自体の額は100億なら100億なんです。立地町村の数で増えるわけではないんです。なので、3町村だったら30億ずつ貰います。もちろん隣接と隣々接ではちょっと違いますけれども。というようなルールなんです。ですから10町村になれば10億、多分100億は貰っていないと思うんです1年間で。そういうように電源立地交付金は電源立地交付金のルールがある。安全協定は安全協定のルール、地域防災計画は地域防災計画のルールがある。それぞれのルールに基づいて対象のエリアというのが決まってくる。北海道ではたまたまそれが一緒だったという事で、何でもかんでも4町村なので皆さん勝手に4町村ドッキングしているという思いを自治体の方も持っているんです。なのでそこはちょっと私共はきちんと整理していかないとUPZで30kmになりました、9町村増えましたといったら他も全部一緒になるものでないことは、ちょっとご留意いただ

きたいと思います。

地域防災計画の話については以上です。

## ■防災対策を重点的に充実すべき地域に関する国の考え方

次に国の動きを知っておいた方がよろしいかと思しますので平野から11月1日に決まりました国のワーキンググループの説明をさせていただきたいと思っております。

<平野>

それでは国における「原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方について」資料に沿って説明をさせていただきます。

資料2となっております、今小野寺から言われた通り11月1日に示された資料に基づいてこの資料を作っております。

それでは1ページ目です。今回の国のワーキンググループにおいて示された今後の防護措置実施の考え方というのが示されています。これまでは、予測的な手法に基づく意思決定を行う事によって防護措置を実施することとなっております。先ほど小野寺からもSPEEDIを使ったりだとか、ある程度予測に基づいて措置をしますというような事をこれまで組んできたんですけども、福島第一原子力発電所の事故を受けて、事故の不確実性、事故が急速に進展する事故の可能性等から、国際基準を踏まえて主として緊急事態の区分を決定する。そしてその区分に応じた区分決定を行うような判断基準を設定する。及び環境における計測可能な判断基準に基づいて迅速な判断が出来るような意思決定手順というのを構築しますというような説明がなされております。そのためには規制当局である国において緊急事態の区分というものをきちんと決定します、事業者においては原子力発電所で発生し得る異常や事故を分類・整理しますということがうたわれております。

これらの判断基準によって緊急時においては、事業者が迅速に国が定めた緊急事態区分に応じてそれぞれの分類においた枠組みを新たに整理するという事で、放射性物質の環境放出の初期段階において、周辺施設における避難等の予防的防護措置を実施します、という事になっていきます。

初期段階以降では環境モニタリング等を行って、その結果を踏まえて屋内退避だとか避難、安定ヨウ素剤の予防服用等の措置を行うなど緊急防護措置を行います。というような考え方が今回示されています。

重点的に充実すべき地域というのが今回決定されておまして、報道等でご存知の方も多いと思いますが、10月20日のワーキンググループではこれまでのEPZに変えて、準備する対策の違いによって3つの区分、PAZ、UPZ、PPAというのがあったんですけども、今回11月1日の段階では二つの区分に分かれています。二つの区分というのはまず一つ目がPAZ、予防的防護措置を準備する区域です。

事業者は、施設の状況において緊急事態区分を迅速に決定するための緊急時活動レベルを予め策定するという事が明記されています。緊急時においてPAZ内の住民に迅速に通報するシステムを確立しなければならないとされておりまして、距離の目安は概ね5km、これは10月20日と変わらず概ね5kmとなっております。なお、緊急事態区分PAZの部分で、直ちに避難を実

施する等となっております、単純に事業主からの通報を受けた段階で単純に避難というパターンだけではなく、屋内退避というようなことも想定されているというような区域となっております。

次に、UPZ・緊急時防護措置を準備する区域についてですけれども、当該区域の人はこれまでのEPZと同じような考え方が基準になっておりまして、国際基準に従って確率的影響を実行可能な限り回避するため、環境モニタリング等の結果を踏まえ、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の服用等の緊急防護措置を迅速に実施する区域となっております。人口分布だとか社会環境状況、道路網等を勘案し、必要に応じて段階的な避難を実施できるよう計画を策定する事が重要という地域になっておりまして、距離においては概ね30kmという事が目安として示されております。

PAZとUPZについては、事業者を積極的に関与させて、原子力災害対策に実効性が上るよう定義付けられております。

次のページに行きまして、PPA、10月20日の段階では3つの区分の3つ目に当たっていたんですが、今回はプルーム通過時の被曝を避けるための防護措置を実施する「エリア」から「地域」に変更になっております。プルームというのは気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団のことを指しておりまして、福島第一原子力発電所の事故においてはこのプルームは概ね50kmくらい飛んだ可能性があるということが明記されておりまして、UPZを越えた部分については、こういう事実があるものですから、防護対策については国においてしっかり何らかの対策を取る。具体的な内容については国で別途検討しますということが説明されております。

次のページに行きまして、図になっております。左側については現在のEPZの範囲で、右側が11月1日のワーキンググループで提出された二つの区分と、青くボヤックとなっている所がPPAという地域を指しております。

次のページにいきまして、これに関しては環境放射線モニタリングを行って対策をとるという事になっておりますので、判断基準に基づいてそれぞれの防護措置の対策を取るためにUPZ内については、迅速に環境放射線モニタリングを行うための施設・設備、体制を整備する必要があるとはっきりと明記されている他、UPZ外におきましても、広域的なモニタリング体制を整備する必要があるという事で、このモニタリングについては国が主体的に責任を持って行うということが期待されているという事が明記されております。

最後のページになります。留意事項といたしまして、まず一つ目は地域防災計画・原子力災害対策編を作成する範囲につきましましては、原子力施設毎に防災対策を重点的に充実すべき地域の目安を踏まえ、具体的な地域を定める必要がありますというように記載されております。原子力発電所事故によります周辺環境への影響の大きさだとか、与える時間というのは、異常事態への態様だとか施設の特性、気象条件、周辺の地形等が異なっている事から現在はこういう範囲が示されましたが、将来的には原子力発電所毎に詳細に検討していくことが必要で望ましいというように記載もされております。

次に地域防災計画の策定にあたっては、予め避難時間を見積もった上で、段階的避難など具体的な避難計画を策定する事が重要とされていまして、避難区域外の人々が避難することによって、本来避難すべき人々が避難できないというようなことが無いように対策を取る必要があります、となっております。また避難を確実にするために、法による規制だとか補償措置などを設定する事も検討することも必要だとされております。

三つ目がプルーム通過時の甲状腺被曝を低減するための、実効的な安定ヨウ素剤の服用方法を確立する必要があるということが明記されております。

四つ目が緊急防護措置の計画立案についてという事で、関連する地元の自治体・住民等が関与できる枠組みを構築し、適切に運用する事が必要という事が記載されています。

以上ざっと簡単なんですけど11月1日に開催されたワーキンググループで提起された内容になっております。一応この段階では、文言等の修正は一部事務局には一任されておりますが、ワーキンググループ内で承認されている。今後専門部会を経て順次報告されていきますので、概ねP A ZとU P Zという区分、P P Aというものについてはこのまま進んでいくのかなといった状況になっています。なお参考までに、U P Z 30 k mで設定された場合は、4町村のほか、新たに9町村が対象となって、全部で13町村に拡大します。

対象となる人口は約77,500人、世帯数で37,500世帯が対象に今度なります。今現在は25,000人くらいになっていますので、対象となる防護措置をとらなければならない地域というのは約3倍になる。

ちょっとはしよりすぎた感がありますが、国で示されたE P Z関連の資料の説明をこれで終わります。

## ■北海道原子力防災計画の課題抽出に係わる有識者専門委員会の論議

<小野寺>

続いて有識者専門委員会についてですが、今説明があったP A Z・U P Zという概念はここ数日の話です。まだ正式決定をしていないので実は有識者専門委員会の中でも議論はこれまでありません。前回の有識者専門委員会の資料を見ていただければわかるんですが、参考資料1になっています。実は10月20日の資料が入っています。P P Zなるものが細かく提案がされている。

これはあくまでも事務局のたたき台という事で提案された資料です。そういうことなので有識者専門委員会ではP A Z・U P Zの話はしていないんですが、本日の第4回の有識者専門委員会の中では、P A Z、U P Zに対して現行の防災計画でどういう課題があるのか、それと今の説明の中で皆さんお気づきになったと思うんですが、具体的にどのタイミングで避難するのか、実際にどのタイミングでヨウ素剤の配布をやるのかについては何も書かれていない。それはこれから決める事なんですと国は言っていて、まだ具体的に、現場で使えるような状態ではないわけです。そこについては今課題を全部洗い出ししている、それを国に対してこれどうするのかという事で出そうと思っている。そういうことを一つずつやっていかないと地域防災計画の見直しは進まないというような所があります。今日の有識者専門委員会でもその辺を少しディスカッションいただいて先生方の意見をたくさんいただいて、それも含めて有識者専門委員会としての報告書を作りたいと考えております。

どのような報告書を作るのかというのを第3回目の有識者専門委員会の資料の中でお話をさせていたいただきたいと思います。

これまでの有識者専門委員会の議論というのは、まずとにかく課題を抽出したい。課題を抽出するに当たっては現行地域防災計画をきちんとわかっている人達じゃないと課題抽出できません。

こういうことでまずは原子力防災関係機関、それから国の保安検査官事務所、それから4町村、こういう所に対して課題抽出の協力依頼、どんな課題があると考えますかということで全部

聞いております。もちろん一番重要なのはやはり住民の方ですから、4町村の担当の方々をワーキンググループと称して担当者レベルでのディスカッションの場をつくりまして、もう既に20回くらいやっていますが、地元の意向というのを出来るだけくみ上げましょうという事でワーキンググループをやりながら、更には有識者専門委員の先生方に現地がどのような状況なのかということをしちんと理解してもらうために現地調査という事で4カ町村の中に入れていただいて、オフサイトセンター、原子力環境センター、避難道路、あるいは高齢者の介護施設、除染施設も見ていただき現場のことを知ってもらいました。更には福島に飛びまして福島県庁、双葉町村会、双葉町村会というのはまさに福島第一原発の直近です。全員逃げたという町村の町村会なんですけど、そちらの首長、担当者の方々とフリーディスカッションをやらせていただいたりという事で、今回の事故でどんな状況だったのか、どんな課題があったのか、生の声を聞いたり、そういうことをしながら課題の整備をさせていただいています。その辺の話を資料の1・2くらいで説明しております。

資料5を見ていただきたいと思います。この資料5は、まだ有識者専門委員会で正式に決まったものではございません。今日決まる予定でございますが、このような形でまずは課題整理をさせていただきます。何かかめくっていただいて、例えば5/45、原子力防災要員というところがございまして、原子力防災要員で福島の第一原発事故ではこんな事を、こんな状況があって、こんな教訓があって、こんな対応をしていて、更に有識者専門委員会の方が現地調査に行かれたので、現地調査ではこんな事を聞いてきましたということが書いてあります。それから、次に真ん中の段で北海道の現状はこういう状況ですと作って、課題としてどんな事があるのかという事で、くさびで大項目、矢印で具体的な課題と表しております。この赤い字、青い字、緑の字は、最初のページの表、表紙に書いてございますけれども、それぞれ第2回目の有識者専門委員会で色々議論された内容、あるいは福島の現地調査で得られた情報、それから簡単な文言の修正というような事でこれも3回くらい繰り返し、ここまで整理されている状況であります。

現在約9分類、45項目の課題を抽出してございます。課題の分け方というのは先ほど私が説明した原子力防災計画の項目に出来るだけ合わせた形で課題を抽出しているという状況です。

◆第3回有識者専門委員会資料5(関係部分のみ抜粋)

(2) 組織・体制		泊発電所の原子力防災対策に係る課題等整理票		[総則(第1章)]
No.	項目	福島第一原発事故に係る対応	北海道の現状	課題等 (→検討事項)
①	防災関係機関 (事務・業務)	<p>&lt;状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模震災により電話等の通信手段が大きな被害を受けたことから、一部の関係先には直接電話が繋がらず、地方自治体への事前の伝達は十分にできなかった。一方、警察は、警察無線を通じて避難指示を自治体に伝達した。また、避難指示を住民に迅速に伝達するため、パトカーなどの警察車両による広報を行い、住民の避難誘導を行った。また、避難指示を迅速に周知するため、官房長官が各指示後に会見を開催し指示内容について発表したほか、テレビ、ラジオ等も活用して情報発信に努めた。実際の避難に当たっては、関係地方自治体、警察、地域住民等の協力により、迅速に行うことができた。</li> <li>○ 警察庁： モニタリング資機材搬送車両・在日米軍消防車・配電盤搬送車の先導、警視庁機動隊大型バス5台による避難支援、避難者誘導、避難区域内残留者の避難所への搬送、避難車両の洗浄(除染)、など</li> <li>○ 防衛省： 電源運搬支援、OFC周辺での救護活動、避難区域内残留者の救出、航空機モニタリング、ヨウ素剤等の物資空輸、除染設備の搬送、除染所の設置、原発の航空偵察、放射能塵収集飛行、など</li> <li>○ 海上保安庁： 航行規制・監視警戒、海上モニタリング、航空機による専用港港内障害物調査、など</li> <li>○ 国土交通省： 住民避難用バス確保(約150台)、飛行禁止区域の設定、避難のためのインター開放、など</li> <li>○ 文部科学省： モニタリング計画策定、原子力損害賠償対応、など</li> <li>○ 厚生労働省： 緊急被ばく医療専門家派遣、要援護者の搬送・医療機関受入調整、飲食物摂取制限、など</li> <li>○ 消防庁： 要援護者等の搬送支援、自主避難支援、在宅(巡回)診療支援、など</li> <li>○ 環境省： 環境放射線モニタリング・災害廃棄物の放射線モニタリング調査、警戒区域からのペットの保護、回収活動の実施、など</li> <li>○ 気象庁： 空域気象情報の提供</li> <li>○ 外務省： 在京外交団向けブリーフィング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 原子力防災計画では、各防災関係機関ごとに事務又は業務を定めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 福島第一原発の事故対応を踏まえ、防災関係機関の事務又は業務の精査、見直しが必要</li> <li>→ 実態に応じた事務・業務</li> <li>→ 事務・業務に関する責任の所在</li> </ul>

資料6を見ていただきたいと思います。資料6は全体の課題としての流れという事で抽出してございます。

最初に課題を抽出します、今私が説明しましたように福島の事故の状況などの対応、あるいは現地調査をした課題を整理し、次に対応方針、それぞれの課題に対してどういう方向性を持って国への要望なり、あるいは道の原子力防災計画を見直して

いかなければいけないのかということころを議論する。その議論が資料の7になります。資料の7は私たち事務局から提案させていただいた課題の整理の仕方ということで書いてございます。これを第3回目の有識者専門委員会において議論していただきます。ですので、跡形も無くは無いですが、語尾ですとかそういうところはだいぶ変わっております。どんな形で出るのかといいますと、資料7で具体的な方向性についてという事で私共のほうから案を書かせていただいております。何々するべきだとか、何々することが必要があるというような事を書かせていただいて、これに対して議論をしていただき整理をさせていただいた報告書という形になります。

### 抽出課題の論点整理

資料 6



## 課題の方向性について

資料 7

### EPZ

- EPZについては、福島第一原発の事故における広域的な避難区域の設定などを踏まえ、拡大を前提とした速やかな見直しが必要。
- その具体の範囲の設定は、原子力施設の規模や構造、地理的条件などを踏まえた慎重な検討が必要であり、国において実施すべき。

### 複合災害

- 大規模な地震災害、津波災害、雪害などの自然災害とともに原子力災害が発生する事態(複合災害)を想定し、複合災害を意識した防災体制の整備を行うことが必要。

最後、参考資料3、表になっているものですが、これが報告書のイメージです。これはイメージとして作っていますので、(1)の①防災指針(U P Z)という事で今の整理表の中の福島の第一原子力事故による状況、それを概要として簡単に書いている。それと中段にあつては北海道の概要というのを北海道の地域防災計画ではどううたっているのかという差し替えをして表現をしている。そして一番右側にあった課題の部分はそのままそっくり載せています。右側に4つ欄があるんですが、これは実施主体としてそれぞれの課題を解決するのはどこか。あるいはその課題を具体的に実施するのはどの組織なのか、国・道・町村・その他、その他は電力事業者、北電であったりあるいは他の機関、民間の機関であったりという様なやり方をして、更に文字だけではイメージがしづらいので参考的にわかるようなものを右側に載せて、見開きで一つの課題を示すというような作り方をした報告書を今作成しておりまして、本日その案を提案させていただきます。

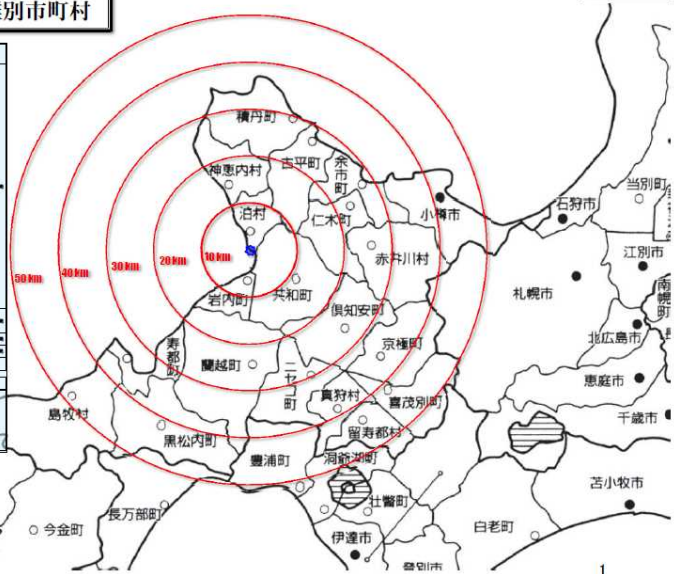
先ほど30kmの話がありましたが、参考資料2を見てください。横長の北海道の地図がありますけれども、これは私共で作った地図で、一番頭を見ていただければ泊発電所中心に10km、20km、30km、40kmと同心円を描いておりまして、どの町村が入るのかという事で、30km圏内が今回のU P Zになります。新たに寿都町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、赤井川村、仁木町、余市町、古平町、積丹町の9町村が入ることになります。30km圏内だからと言ってこれからどうなるのかわかりませんが、赤井川村は外側の2/3はU P Zに入りませんかとするのか、それとも赤井川村の全部をU P Zの

(1) ① 防災指針 (E P Z)

<p>福島第一原子力発電所事故に係る対応 (原子力安全に関するIAEA勧告等に対する日本国政府の報告書等)</p> <p>○ 今回の事故で設定した防護区域の範囲は、防護対策を重点的に充実すべき地域の範囲とされていた8~10kmを大きく上ることになった。</p> <p>○ 原発の種類や防災指針における手当て等について検討することが必要と考えられ、原子力災害の影響が広範囲、長期に及ぶことが見込まれる場合の区域設定、早い段階からの災害時要援者等の避難準備、災害事象が急激に進行した場合の緊急避難と事前周知の関係、住民防護上の措置の変更・解除等する場合の要件等について、具体的な考え方や方策を整理することが必要。</p>												
<p>北海道地域防災計画(原子力防災計画編)</p> <p><b>【第1章 総則】</b>  <b>第4節 原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲</b>                  北海道において、原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲は、原子力安全委員会の防災指針において提案されている「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲のめやす(E P Z)」を基準とし、泊発電所を中心として、半径10km以内の地域とする。                  なお、泊発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書(以下「安全協定」という。)を締結している町村においては、この範囲を超える地域についても、防災対策を重点的に充実すべき地域に準ずる地域とする。                  また、北海道において地域防災計画(原子力防災計画編)を作成すべき市町村は、下表のとおり、災害法第17条に基づき設置された泊発電所原子力防災会議協議会の構成町村(以下「関係町村」という。)とする。</p>	<p>課題 (⇒ 具体的な検討事項)</p> <p>(E P Zの拡大)                  &gt; 福島第一原発の事故対応を踏まえ、拡大を前提としたE P Zの見直しが必要</p> <p>(E P Zの範囲)                  &gt; E P Zは、原子力防災計画の策定や防災体制の整備など、原子力防災に係る諸対策に大きく影響する事項であり、その範囲については、技術的専門的見地から慎重な検討が必要</p> <p>(防災指針の見直し)                  &gt; 国の防災指針の見直しを早期に行うことが必要</p> <p>⇒ 「原子力防災計画策定対象市町村の見直し」                  ⇒ 「広域な地域情報の整備」                  ⇒ 「福島第一原発事故を踏まえた防護対策区域の設定」・「環境放射線モニタリングの範囲の見直し」・「緊急避難医療体制の範囲の見直し」                  ⇒ 「広域な避難計画の策定」                  ⇒ 「避難連絡体制の見直し」</p> <p>(E P Zの拡大に伴う防災体制の整備)                  &gt; 防災指針の見直しを踏まえ、原子力防災計画の策定をはじめ、速やかに防災体制を整備することが必要</p>	<p>実施主体</p> <table border="1"> <tr> <th>国</th> <th>道</th> <th>市</th> <th>町</th> <th>村</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	国	道	市	町	村					
国	道	市	町	村								
<p>地域防災計画(原子力防災計画編)を作成すべき市町村</p> <p>泊発電所原子力防災会議協議会(構成：泊村、共和町、岩内町、神恵内村)</p>	<p>&lt;対応方針(方向性)&gt;</p>											

泊発電所からの距離別市町村

距離別	10km圏内	20km圏内	30km圏内	40km圏内	市町村
1	泊村				泊村
2	共和町				共和町
3	岩内町				岩内町
4	神恵内村				神恵内村
5	赤井川村				赤井川村
6	仁木町				仁木町
7	余市町				余市町
8	古平町				古平町
9	積丹町				積丹町
10	寿都町				寿都町
11	蘭越町				蘭越町
12	ニセコ町				ニセコ町
13	倶知安町				倶知安町
14	赤井川村				赤井川村
15	仁木町				仁木町
16	余市町				余市町
17	古平町				古平町
18	積丹町				積丹町
19	寿都町				寿都町
20	蘭越町				蘭越町
21	ニセコ町				ニセコ町
22	倶知安町				倶知安町
23	赤井川村				赤井川村
24	仁木町				仁木町
25	余市町				余市町
26	古平町				古平町
27	積丹町				積丹町
28	寿都町				寿都町
29	蘭越町				蘭越町
30	ニセコ町				ニセコ町
31	倶知安町				倶知安町
32	赤井川村				赤井川村
33	仁木町				仁木町
34	余市町				余市町
35	古平町				古平町
36	積丹町				積丹町
37	寿都町				寿都町
38	蘭越町				蘭越町
39	ニセコ町				ニセコ町
40	倶知安町				倶知安町





対象とするのかというのがこれからの議論になろうかと思えます。

また例えば赤井川村全域をUPZにしたら40kmを越えてしまうわけです。そうすると30km圏外の京極町をどうするのかという話が出てくるという事で、その辺の対象エリアというか、防護対策地区を重点的に充実すべき地域というのをどこにするのかというのが、これから大きな議論になってくるのかなと考えております。単純に30kmでスパッと切れる話ではもちろん無いと考えています。そんな状況があります。

それと、もう一つ表の話をしていただきますが、2頁目の表は見ればわかると思いますが世帯数と人口を距離別、方位別に作っております。

これは後志管内の市町村であります。問題は3ページ目なんですけど、要は避難所の収容数の数を書いたんです。北東とか東北東とかに+αとありますが、+αというのは、各町村の地域防災計画の中から避難所をピックアップしてきて、各町村の中には避難所の名称だけで収容人数を書いていない所があるんです。それが+αと表示しています。要は0～10、10～20、20～30までのトータルの避難対象者数というのは前のページに戻っていただくとわかると思いますが、21,500+3,630+52,320という事で約75,000という事になっています。

避難所を見ていただきたいと思えます。30km超の避難収容者数75,000という事で+αですの  
で、大体30km圏内の人達が30kmよりも外に逃げようとした時は、後志総合振興局管内で賄う事が可能だという状況にな

っています。ただこれは心情的な問題もちろんありますし、要するに29kmの人が31kmに逃げたから避難したのかって話があると思えますので、今後避難所をどこにするのかということを決めなければいけません、物理的には現状としてはこういう状況ということを少し理解していただければ、今後の防災対策を協議していただく時に参考になると思えますのでお話をさせていただきました。

有識者専門委員会の資料につきましては道のホームページにすべて載せております。もちろんどんな議論をしたのか、議事録も含めてすべてホームページに載せてあります。ご静聴どうもありがとうございました。

泊発電所からの後志管内の避難所数及び収容者数（方位・距離別概数）

距離 (km)		方位	北西	北北西	北	北北東	北東	東北東	東	東南東	南東	南南東	南	南南西	南西	計	
0Km～10km	避難所数			12	3				5	5	13	4	26			68	
	収容者数			5,700	800				1,600	2,580	4,600	1,450	30,800			47,530	
10km～20km	避難所数		1	4				3	5	5	7					25	
	収容者数		230	2,500				280	900	1,070	4,200					9,180	
20km～30km	避難所数		3			23	48	12	5	5	25	9	19	4	4	157	
	収容者数		900			18,000	2,400+α	4,400+α	1,300	300	11,800	900+α	6,800	630	170	47,600+α	
30km超	避難所数			4	11			1	68	1	28	14	11	4	25	26	193
	収容者数			800	2,600			540	47,000+α	270	8,700	2,900+α	200+α	1,000	7,800	3,600	75,410+α
計	避難所数		4	20	14	23	49	83	16	43	59	24	49	29	30	443	
	収容者数		1,130	9,000	3,400	18,000	2,940+α	51,680+α	4,070	12,650	23,500+α	2,550+α	38,600	8,430	3,770	179,720+α	

【避難所数・収容者数】 [単位:人]

<留意事項>  
 ■ 後志総合振興局管内市町村を対象に作成していること。  
 ■ 方位及び距離については、事務局で市販の地図等を参考に作成したものであるため、目安的なものであること。  
 ■ 収容者数については、各市町村の防災計画に掲載された避難所等から収集した数であるため、収容者数の記載のない市町村分は計上されていないこと。

泊発電所からの後志管内の人口及び世帯数（方位・距離別概数）

距離 (km)		方位	北西	北北西	北	北北東	北東	東北東	東	東南東	南東	南南東	南	南南西	南西	計	
0Km～10km	人口			1,450	270			80	570	1,000	1,350	2,000	14,500	280		21,500	
	世帯数			700	170			25	325	420	530	840	7,200	140		10,350	
10km～20km	人口			880				350	630	1,000	730	30	10			3,630	
	世帯数			430				160	350	500	370	10	5			1,825	
20km～30km	人口	160				5,300	20,800	2,250	460	1,000	14,000	4,000	3,250	650	450	52,320	
	世帯数	80				2,750	10,100	1,000	200	420	6,900	1,900	1,400	300	300	25,350	
30km超	人口			300	750			250	132,700	100	3,350	5,000	3,500	700	3,700	4,100	154,450
	世帯数			140	350			130	67,700	70	1,500	2,400	1,500	330	1,900	2,000	78,020
計	人口	160	2,630	1,020	5,300	21,050	135,380	1,760	6,350	21,080	9,530	18,460	4,630	4,550	231,900		
	世帯数	80	1,270	520	2,750	10,230	68,885	945	2,840	10,200	4,250	8,935	2,340	2,300	115,545		

【人口・世帯数】 [単位:人]

<留意事項>  
 ■ 後志総合振興局管内市町村を対象に作成していること。  
 ■ 方位及び距離については、事務局で市販の地図等を参考に作成したものであるため、目安的なものである。